

平成27年度
エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金
公募要領

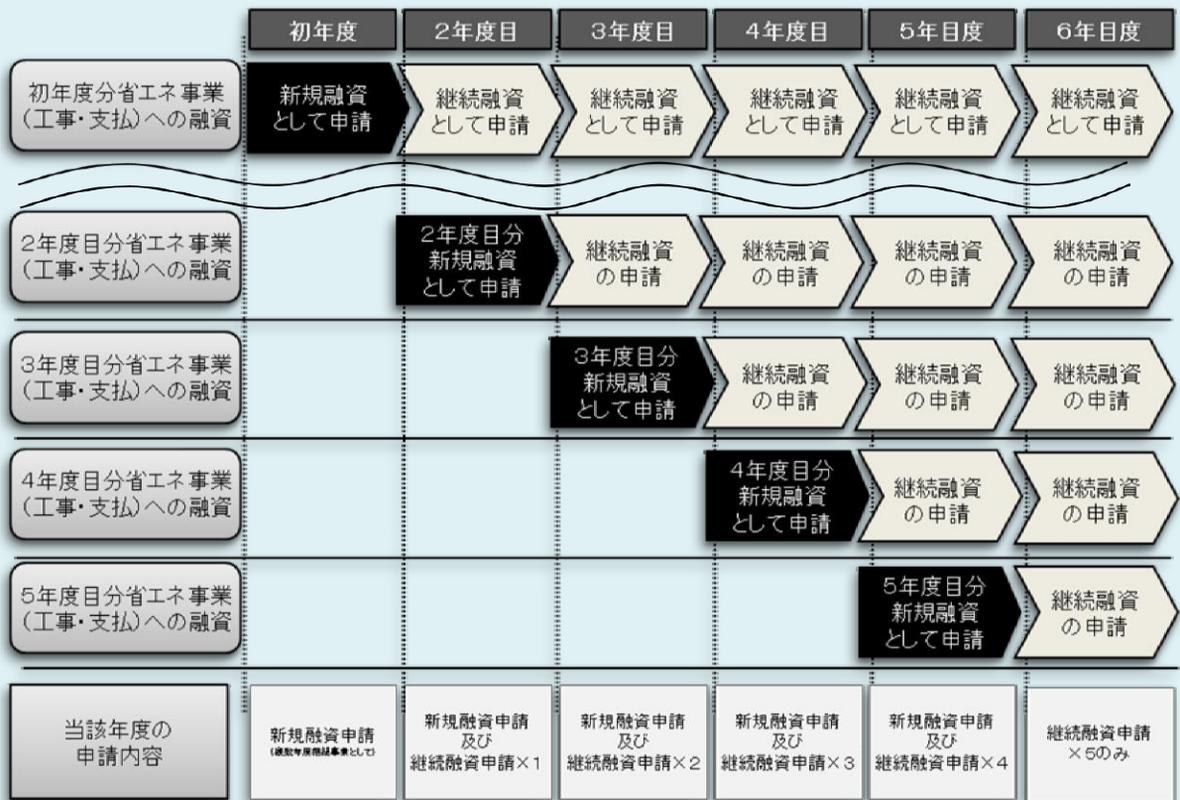
平成27年7月

平成27年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金について

本事業は省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付金利を低利とするため、予算の範囲内において利子補給金を交付する事業である。(交付対象の融資を、利子補給対象融資という。)

利子補給対象融資の申請には、①新規融資の申請、又は②継続融資の申請の2つがある。

省エネ設備導入事業(5年度完了事業)



全ての年度の融資を完済

※ 模式図では表の簡略化のため、各年度の新規融資の完済日は7年度目以降としている。

※ 継続融資、複数年度の利子補給について、保証されたものではないことに留意すること。

各々には次のような特徴がある。

(1)新規融資の申請について

新規融資の主な要件は以下である。

- ・新規融資とは、指定金融機関から利子補給対象事業者が新たに融資を受けて事業を実施すること。
 - ・平成27年度中に該当する利子補給対象事業の契約締結及び発注を行うこと。
 - ・平成27年度中に該当する利子補給対象事業に係る融資契約の締結及び融資の実行が行われること。
- ※新規融資として交付決定された場合でも、2年度目以降の継続融資の交付決定を保障するものではない。

⇒本公募要領は、新規融資の申請についての説明となります。

(2)継続融資の申請について

継続融資の主な要件は以下である。

- ・継続融資とは、平成26年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金の対象としてSIIから利子補給金の交付を受けた融資であること。
- ・継続融資の場合も、毎年度交付申請が必要である。
- ・継続融資の場合も、交付決定を受けた後に、利子補給金が交付される。

⇒継続融資の申請については、別資料の事務取扱要領を参照のこと。

(3)省エネ設備導入(複数年度継続事業)について

複数の年度にまたがる省エネ設備導入(複数年度継続事業)について新規融資を用いて行う場合、当年度に実行される新規融資が本事業の対象となる。

設備導入2年度目以降の継続事業に対し、追加で新規融資が行われる場合は、契約及び実行が行われる年度にて再度、新規融資の申請が必要となる。本公募要領10ページを参照のこと。

第1章 事業概要	5
1-1 事業目的	6
1-2 利子補給金名称	6
1-3 予算額	6
1-4 利子補給対象事業	6
1-5 省エネ設備導入	6
1-6 トップランナー機器導入	8
1-7 指定金融機関	8
1-8 利子補給対象事業者	8
1-9 利子補給対象融資	9
1-10 事業期間及び単位期間	9
1-11 利子補給額	12
1-12 事業実施スキーム	13
1-13 指定金融機関の業務	13
第2章 事業及び融資の実施	15
2-1 スケジュール	16
2-2 公募	17
2-3 審査及び交付決定	17
2-4 利子補給対象融資の開始～完了	18
2-5 利子補給対象事業の開始～完了	18
2-6 実績報告～利子補給金の支払い	19
2-7 その他留意事項	20
第3章 申請方法	21
3-1 交付申請の方法	22
3-2 交付申請時提出書類一覧	22
3-3 交付申請提出期限	23
3-4 交付申請提出先	23
3-5 実績報告の方法	24
3-6 実績報告時提出書類一覧	24
3-7 実績報告提出期限	25
3-8 実績報告提出先	25
3-9 書類の提出方法	26
第4章 提出書類の作成例	27
4-1 交付申請書の作成方法	28
4-2 実績報告書類の作成方法	40

第1章 事業概要

1-1 事業目的

我が国の産業部門や民生部門等においては、これまで省エネルギーの設備投資、エネルギー管理の適正化等により世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、今後とも国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、さらなる省エネルギーを進めることが必要とされている。

本事業は、産業・業務・運輸部門における省エネルギーを推進するため、省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付金利を低利とするため、予算の範囲内において利子補給金を交付する事業である。

1-2 利子補給金名称

平成27年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

1-3 予算額

利子補給の対象となる新規融資の利子補給金額は最大3億円程度とする。

1-4 利子補給対象事業

日本国内において実施される事業であって、下記1-5(1)に示す省エネ設備導入、又は1-6(2)に示すトッランナー機器導入における対象事業であること。

1-5 省エネ設備導入

工場・事業場等において(2)に示す対象設備等の設置を行うことを「省エネ設備導入」とする。

(1)省エネ設備導入における対象事業

工場・事業場等における省エネルギー設備等の導入・設置を行う事業であって、以下(ア)～(ウ)のいずれかの事業の要件を満たす事業(以下、「省エネ設備導入事業」という)であること。

(ア)既存の工場・事業場等において省エネルギー設備等に置き換え又は新たに省エネルギー設備等の導入・設置を行う事業

省エネルギー設備等導入後の工場・事業場等全体の単位生産量又は延床面積等、エネルギー使用量と密接に関わりのある指標当たりの年間エネルギー使用量(注1)の1%以上又は既存の工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量の500キロリットル(原油換算)以上削減されること。

(注1)このエネルギー使用量を、以下「エネルギー原単位」という。

(イ)新設の工場・事業場等において省エネ設備等を導入・設置する事業

省エネ設備等導入後の工場・事業場等全体のエネルギー原単位が、類似の事業を行う同規模の工場・事業場のエネルギー原単位と比較して10%以上減少すること。

(ウ)複数の工場・事業場等間におけるエネルギーの面的利用のための設備等を導入・設置する事業

複数の工場・事業場等間におけるエネルギー(熱・電気)の融通又は共同利用を行うための設備等の置き換え又は新たにエネルギーの面的利用のための設備等を導入・設置し、当該複数工場・事業場等全体のエネルギー原単位が10%以上又は当該複数工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量が1,000キロリットル(原油換算)以上削減されること。

※「工場・事業場等」とは、省エネ法上の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

※省エネルギー量には他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含まないこと。

※(ウ)において当該複数工場・事業場等のうち、一部の工場・事業場のみで申請を行う場合も、当該複数工場・事業場全体の年間エネルギー使用量の削減割合をもって判断する。

※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外とする。

(2) 省エネ設備導入における対象設備

(ア) 既設設備の置き換えの場合

既設設備の置き換えにより、工場・事業場等全体の単位生産量又は延床面積等、エネルギー使用量と密に関わりのある指標当たりの年間エネルギー使用量(前ページの注1)の1%以上又は既存の工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量の500キロリットル(原油換算)以上削減されることが確保される設備

(イ) 設備を新設する場合

下記①～④いずれかの指針に記載されている設備

- ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号)
- ②製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号)
- ③鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 経済産業省告示第 68 号)
- ④上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)

※既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、利子補給対象設備に関連する設備とし、利子補給対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

※「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備であること。

※上記(ア)及び(イ)に定める設備であっても、以下の設備は対象外設備とする。

- ①原則、兼用設備として導入する設備、又は、将来用設備及び予備設備等として導入する設備。
- ②安全上の基準等を満たしていない設備。

1-6 トップランナー機器導入

省エネ法第78条第1項に基づき定められた特定エネルギー消費機器のうち同条第2項に基づき定められた判断の基準を満たす機器等(以下、「トップランナー機器」という)の取得等を「トップランナー機器導入」とする。

※最新の基準エネルギー消費効率を満たすトップランナー機器の導入とする。

※トップランナー機器については、資源エネルギー庁のホームページを参照のこと。

(1) トップランナー機器導入における対象設備

トップランナー機器に係る以下(ア)～(ウ)のいずれかの設備・機器であること。

(ア) トップランナー機器(乗用自動車、貨物自動車を除く)

(イ) トップランナー機器を製造する設備

(ウ) トップランナー機器が組み込まれた設備

※主たる機能が、トップランナー機器で構成されている。

※上記(ア)～(ウ)に示す設備であっても以下の設備は対象外設備とする。

- ①原則、兼用設備として導入する設備。又は、将来用設備及び予備設備等として導入する設備。
- ②安全上の基準等を満たしていない設備。

(2) トップランナー機器導入における対象事業

上記(1)に示す対象設備を導入・取得する事業であること。

1-7 指定金融機関

本利子補給対象事業に係る融資が行える金融機関は、沖縄振興開発金融公庫及び経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定する金融機関(以下、「指定金融機関」という)とする。指定金融機関の一覧については、SIIのホームページまたは資源エネルギー庁のホームページを参照のこと。

1-8 利子補給対象事業者

利子補給対象事業者の要件は、以下の通りとする。

- ①日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること。
- ②安定的な財務基盤等を有し、指定金融機関の融資を受けることが可能な法人及び個人事業主であること。

③原則、エネルギーを使用し事業活動を行っているものであって、利子補給対象事業等の実施によりその使用量を削減するための設備を設置・所有しようとする事業者、又はその資金を供給しようとする事業者であること。

※以下の事業者を含む

(i) 上記の事業者と契約に基づき事業を実施する事業者(ESCO事業者等)。

(ii) 上記の事業者及び(i)の事業者に対し必要な設備をリースする事業者(リース事業者等。この場合、リース事業者等との契約を行う事業者が特定できること)。

(iii) 上記の事業者及び(i)～(ii)の事業者に対し必要な資金を供給する事業者。

④利子補給対象事業の実施のための資金(供給する資金も含む)について、指定金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、融資の実行を新たに受けようとしている事業者であること。

1-9 利子補給対象融資

利子補給対象事業を実施するための資金について、指定金融機関から新たに受ける融資を利子補給対象融資とする。ただし、融資の対象となる利子補給対象事業は、平成27年度中に該当する事業の契約締結及び発注、並びに該当する事業に係る融資契約の締結及び融資の実行が行われる事業であることとする(なお、複数年度継続事業についてはこの限りではない)。

※利子補給対象事業者と指定金融機関は、利子補給対象事業で導入しようとしている設備等の法定耐用年数以内の融資期間で、原則、元金均等返済とする契約(金銭消費貸借契約等)を締結すること。

また、金利は融資期間全体にわたって一定の固定金利であって利子補給の交付が無い場合における金利水準以下であること。

※トップランナー機器等導入事業については、最大利子補給期間は5年とする。

※省エネ設備導入事業については、最大利子補給期間は10年とする。

1-10 事業期間及び単位期間

(1) 利子補給対象事業の開始日

SIIの交付決定日以降を利子補給対象事業の開始日とする。

※利子補給対象事業に係る契約(売買契約、工事請負契約等)の締結及び発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ただし、複数年度の省エネ設備導入事業の2年度目以降については、この限りではない

(2) 利子補給対象事業の完了日

利子補給対象事業に関わる全ての支払いが完了する日とする。

(3) 利子補給対象融資の開始日および完了日

開始日は、融資に係る契約に定められた、融資金が初めて交付された日とする。

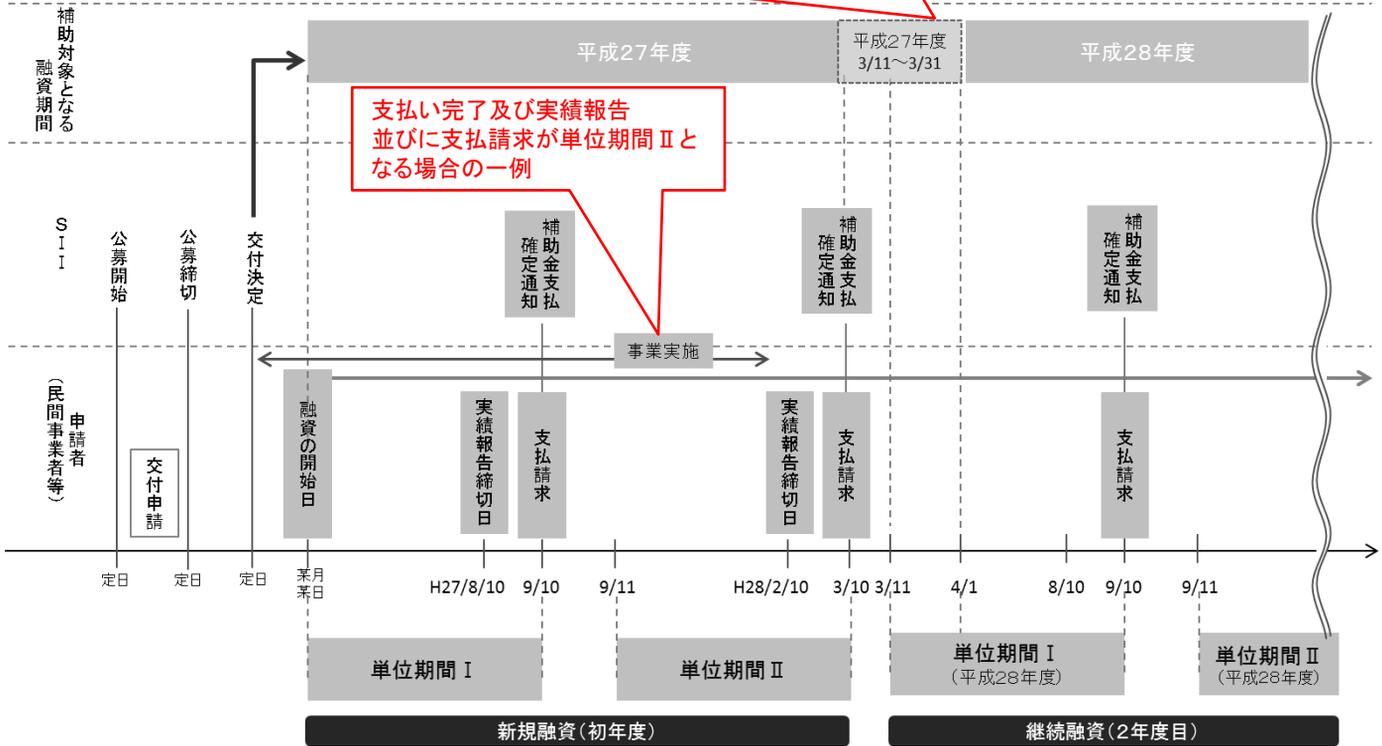
完了日は、融資残高がなくなる日(融資金の完済日)とする。

※新規融資に係る融資契約の締結及び融資の実行は、交付決定日以降に実施すること。

(4) 利子補給対象融資の単位期間

SIIが定める期間(6か月)を単位期間とし、単位期間ごとに実績報告を行うものとする。

・新規融資の申請(初年度)において単位期間は、平成28年3月10日迄の日数でもって、利子補給金額を算出することとなる。
 ・平成28年3月11日以降の単位期間は、翌年度(平成28年度)の単位期間となるが、利子補給を受けるためには翌年度において継続融資の申請を行い、交付決定を受ける必要がある。継続融資については、別資料の事務取扱要領を参照のこと。



(単位期間 I) 3月11日から9月10日までの期間

平成27年8月10日までに支払いの完了及び実績報告を実施し且つ、平成27年9月10日までに支払請求を行った場合、利子補給金の支払いは「単位期間I」の支払日となる。

※なお、平成27年度の事業については、公募及び審査期間と単位期間 I が重なることから、当該年度に関しては、単位期間 I での支払請求は想定されない。

(単位期間 II) 9月11日から3月10日までの期間

平成28年2月10日までに支払の完了及び実績報告を実施し且つ、平成28年3月10日までに支払請求を行った場合、利子補給金の支払は「単位期間II」の支払日となる。

※平成27年8月10日(「単位期間I」の実績報告締切日)以降に全ての支払いを完了する場合、平成28年2月10日を実績報告締切日とすることができるが、利子補給金支払は「単位期間II」の支払日となる。
その場合の利子補給金の額は、「融資契約の開始日から平成27年9月10日までの期間及び単位期間II」を合算した日数分の額となる。

※平成27年9月10日までの期間に実施された融資資金に係る第1回目の単位期間は、当該融資開始の日から平成28年3月10日までとすることができる。その場合、平成28年2月10日までに利子補給対象事業に係る全ての支払いを完了すること。

【補足】複数年度継続事業について

- ・（複数年度継続事業の申請）

本利子補給金事業における利子補給対象事業は、原則単年度に完了する事業を対象としている。しかし、事業規模が大きく単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとに必要となる資金に対する融資を受ける場合は、複数年度継続事業として申請することができる。S I Iから、事業全体の工程や資金計画等が分かる資料提出の要求があった場合、速やかに提出する事。

この場合、2年目以降については利子補給金の交付決定を保証するものではないため、毎年度、新規融資として利子補給金の申請を行うことが必要となる。また、利子補給金申請年度の公募予算額を超える場合等には、利子補給金額が減額される（状況によっては交付決定されない）場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。

- ・（事業廃止及び計画中止）

また、複数年度事業において、2年度目以降に利子補給対象事業を取りやめた場合（事業廃止）、又は複数年度利子補給対象事業の計画を取りやめた場合（計画中止）は、既に交付した利子補給金の返還が必要となることがある。

- ・（事業進行と2年度目以降に行う新規融資）

各年度の利子補給対象事業の完了日（実績報告締切日）から次年度の交付決定日までの期間（2月11日～4月以降で交付決定日の前日迄）は複数年度継続事業としての利子補給対象事業を進めてもよい。しかし、複数年度継続事業2年度目以降として新規融資の利子補給金を申請する場合、この新規融資に係る融資契約の締結及び融資の実行は、当該年度の交付決定日以降でのみ実施することになるので、その点に留意して複数年度継続事業を計画すること。

1-11 利子補給額

要件を満たす利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の利子分とする。

(1) 利子補給率

利子補給金額を算出するために利子補給対象融資に乗ずる利子補給率は下記の通りとする。

融資利率の範囲	利子補給率
$0.011 \leq \text{融資利率}$	利子補給率 ≤ 0.01
$0.001 \leq \text{融資利率} < 0.011$	利子補給率 $\leq \text{融資利率} - 0.001$
$\text{融資利率} < 0.001$	利子補給率 = 0

(2) 利子補給金額

単位期間ごとに交付する利子補給金の額は、予算の範囲内において、融資残高が融資契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算した額を上限とする。

【算式】

$$\text{利子補給金額} = A \times \frac{B}{365} \times X$$

A: 利子補給対象融資の単位期間における融資残高

B: 利子補給対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

X: 利子補給率

※交付申請の総額が公募予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用される等することがあり、上部の算式により求められた利子補給金の額を下回ることがある。

(3) 他の補助金事業等との調整

①本利子補給金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

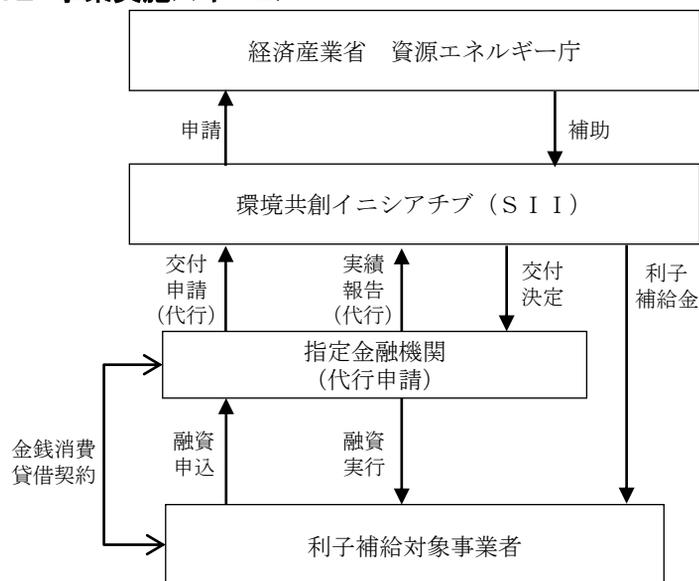
②本利子補給金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできない。

詳しくは、資源エネルギー庁ホームページを参照。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

1-12 事業実施スキーム



※交付申請と実績報告は、指定金融機関の代行申請のみとし、指定金融機関は申請及び報告時に内容の誤りが無いことを確認するものとする。

1-13 指定金融機関の業務

(1) 融資契約について

- ①利子補給対象事業者に対し、「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業による利子補給金の交付を受ける」融資を行うこと。
- ②融資期間内における、返済完了までの単位期間ごとの融資残高および利子補給期間内の利子補給金額の算出を行うこと。

(2) 申請手続きについて

- ①利子補給対象事業者が実施しようとしている事業計画について、利子補給対象事業の要件を満たしているかどうかを確認すること。
- ②SIIへの各種提出物(申請書等)は利子補給対象事業者と共同作成し、代行申請を行うこと。
- ③交付決定を受けた事業の内容に計画変更が生じていないかを民間事業者に対して定期的に確認を行い、適宜、定められた申請様式を用いてSIIへ報告すること。
- ④SIIから審査に係る資料提出の要求があった場合、速やかに提出すること。
- ⑤使途等の確認において交付決定を受けた事業の内容に差異が確認された場合、速やかにSIIへ報告すること。

(3) 管理及び監督対応について

- ①本事業に係る業務の実施体制、与信判断・審査体制(特に、新規融資予定案件の導入予定設備の内容確認、導入予定設備の省エネ効果の確認)を有すること。
- ②資金使途確認体制、執行団体及び国等の調査への対応体制等を有すること。
- ③融資実行後、事業の使途等の確認を行い、使途等の確認ができる書類を作成、保存すること(不正行為の防止のため)。
- ④SIIから利子補給対象事業者へ補助金の支払いが完了出来次第、利子補給対象事業者へ支払が完了した旨の報告ならびに通知を行うこと。

(4) 利子補給金支払後の調査への協力について

利子補給対象事業の完了後においても、利子補給対象事業者及び指定金融機関は経済産業省、SIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力すること。経済産業省またはSIIに提出された報告内容やデータは、統計的な処理等を行った上で、国又はSIIから公表される場合がある。ただし、機密情報、個人情報の公表はしないこととする。

第2章 事業及び融資の実施

2-1 スケジュール

予定	指定金融機関	申請者	SII
<p>●公募期間</p> <p>平成27年7月1日(水)～7月21日(火) ※予算状況に応じて、9月以降、2次公募を行う可能性がある。</p>			<p>指定金融機関への事務取扱説明会</p>
<p>●審査・交付決定</p> <p>8月20日頃(予定) ※原則、申請提出期限の翌月20日頃までに通知</p>			<p>申請内容の審査</p> <p>交付決定</p>
<p>●事業開始 (交付決定後)</p> <p>●事業完了 (申請時の事業完了予定日)</p>	<p>金銭消費貸借契約締結</p> <p>融資実行</p> <p>工事請負契約書、売買契約書等(写し)の保管</p>	<p>発注</p> <p>事業実施</p> <p>事業完了 (原則、平成28年2月10日まで)</p>	
<p>●実績報告書類の提出</p> <p>単位期間Ⅰの融資に関する実績報告:平成27年8月10日(月)</p> <p>※平成27年度の事業については、公募及び審査期間と単位期間Ⅰが重なることから、当該年度に関しては、単位期間Ⅰでの支払請求は想定されない。</p> <p>単位期間Ⅱの融資に関する実績報告:平成28年2月10日(水)</p> <p>●支払請求書</p> <p>単位期間Ⅰ: 平成27年9月10日(木)まで</p> <p>単位期間Ⅱ: 平成28年3月10日(木)まで</p> <p>●補助金の支払い (～3月末まで)</p>	<p>実績報告書類の作成・提出 (原則、平成28年2月10日まで)</p> <p>金銭消費貸借契約書(写し)の提出</p>	<p>支払請求書</p>	<p>確定検査実施 (書類検査及び現地調査)</p> <p>確定通知発行</p> <p>補助金(補給金)の支払い</p>
<p>●事業完了以降</p>		<p>取得財産の管理</p>	

2-2 公募

(1) 公募について

SIIは、利子補給対象事業者等に対し一般公募を行う。

(2) 公募期間について

平成27年7月1日(水)～平成27年7月 21日(火)17:00必着

※提出締切後、SIIは、原則、翌月20日頃までに審査結果を指定金融機関を経由して通知する。

※応募資料は、配送事故等に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(直接、持参は不可。)

※予算状況に応じて、9月以降、2次公募を行う可能性がある。実施の有無、実施する場合の時期等はSIIホームページにて公表する。

※交付申請の総額が公募予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値を適用する等を行うことがある。

(3) 交付申請について

①申請者は、指定金融機関を通じて、後掲の様式に従って作成した交付申請書類をSIIに郵送する。

※申請者は、経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

※公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

※本事業においては、指定金融機関による代行申請を必須とし、指定金融機関が申請手続きを行うこと。

②申請者は、「2-7 その他留意事項」に記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

③申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はSIIに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてSIIに相談し、指定の様式を速やかに提出のこと。

(SIIへの連絡先は、裏表紙を参照。)

2-3 審査及び交付決定

(1) 審査について

SIIは、申請内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて指定金融機関又は申請者へヒアリングを実施する)。

【審査項目】

①利子補給対象融資の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。

②利子補給対象事業の計画(省エネルギーの計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分であると見込まれること。

※選定にあたり、申請が多数の場合は公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞り込みを行うことがある。

(2) 交付決定について

交付決定の結果については、交付規程に従って指定金融機関を經由し申請者に通知する。

※交付決定時の利子補給金の額は、当該申請期間にあった申請額を勘案して、交付申請時の利子補給金の額より減額される場合がある。その場合は交付決定を行う前に、SIIから指定金融機関に対して連絡を行うものとする。

(3) その他

交付申請書の提出後に代表者や事業者住所等の変更があった場合は、速やかにSIIに連絡をし、SIIより求められた手続き等に従うこと。

2-4 利子補給対象融資の開始～完了

(1) 開始について

利子補給対象融資の契約締結及び融資の実行は交付決定日以降に実施すること。

※利子補給対象となる融資について、指定金融機関と利子補給対象事業者間の融資に係る契約を交わしたことを証明する書類(金銭消費貸借契約書等)をSIIが確認できること。

(2) 利子補給対象融資の計画変更等について

利子補給対象事業者及び指定金融機関は、利子補給対象となる融資の実行にあたり、当該融資に係る契約の内容等に変更が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、その指示に従うものとする。

(3) 中間検査等

SIIは、利子補給対象期間に必要な応じて中間検査(金銭消費貸借契約書等の確認を含む)を行うことがある。

(4) 完了について

利子補給対象融資は、融資残高がなくなること(融資金が完済)をもって、又は最大利子補給期間が終了したことをもって完了とする。

以下の項は、対象事業の実施についての留意点となる。

2-5 利子補給対象事業の開始～完了

(1) 開始について

発注は交付決定日以降に実施すること。

※ただし、複数年度の省エネ設備導入事業の2年度目以降については、この限りではない。

(2) 利子補給対象事業の計画変更等について

利子補給対象事業者及び指定金融機関は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

(3) 中間検査等

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

(4) 完了について

利子補給対象事業に係る融資が実行され、且つ、利子補給対象事業者が、設計、設備及び工事の請負業者並びに機器等の納入業者に対して、利子補給対象事業に係る支払いのうち利子補給対象融資額以上の支払いが平成28年2月10日迄に完了していること。

※利子補給対象となる融資期間の途中で利子補給対象事業を取りやめた場合(事業廃止)や、利子補給対象事業を通じて取得した財産を処分する場合、既に交付した利子補給金の返還が必要となることがあるので注意すること。

2-6 実績報告～利子補給金の支払い

(1) 実績報告及び利子補給金額の確定について

①利子補給対象事業者は、利子補給対象事業が完了した後、当該単位期間に融資を受けた実績と共に平成27年8月10日もしくは、平成28年2月10日迄に実績報告書をSIIに提出する。

※平成27年度の事業については、公募及び審査期間と単位期間Ⅰが重なることから、当該年度に関しては、単位期間Ⅰでの支払請求は想定されない。

②SIIは、実績報告書を受理した後、必要に応じて書類検査及び現地調査を行い、利子補給対象事業並びに利子補給対象融資の実績が利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、指定金融機関に速やかに通知する。

③SIIは、原則、単位期間Ⅰに関する利子補給金を平成27年9月10日、単位期間Ⅱに関する利子補給金を平成28年3月10日に支払いを行うものとする。

(2) 利子補給金の支払いについて実績報告及び利子補給金額の確定について

①利子補給対象事業者は、利子補給金の額の確定後、指定金融機関経由で支払請求書をSIIに提出する。

②SIIは、支払請求書を受理後、利子補給事業者に利子補給金を交付する。

2-7 その他留意事項

(1) 書類の保管期限について

指定金融機関及び利子補給対象事業者は、SIIが行う利子補給対象事業者への現地検査や、会計検査院の会計実施検査に備え、利子補給対象事業に関連する資料を、利子補給対象事業完了後において、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。

(2) 利子補給金の返還、取消、罰則等について

①利子補給対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

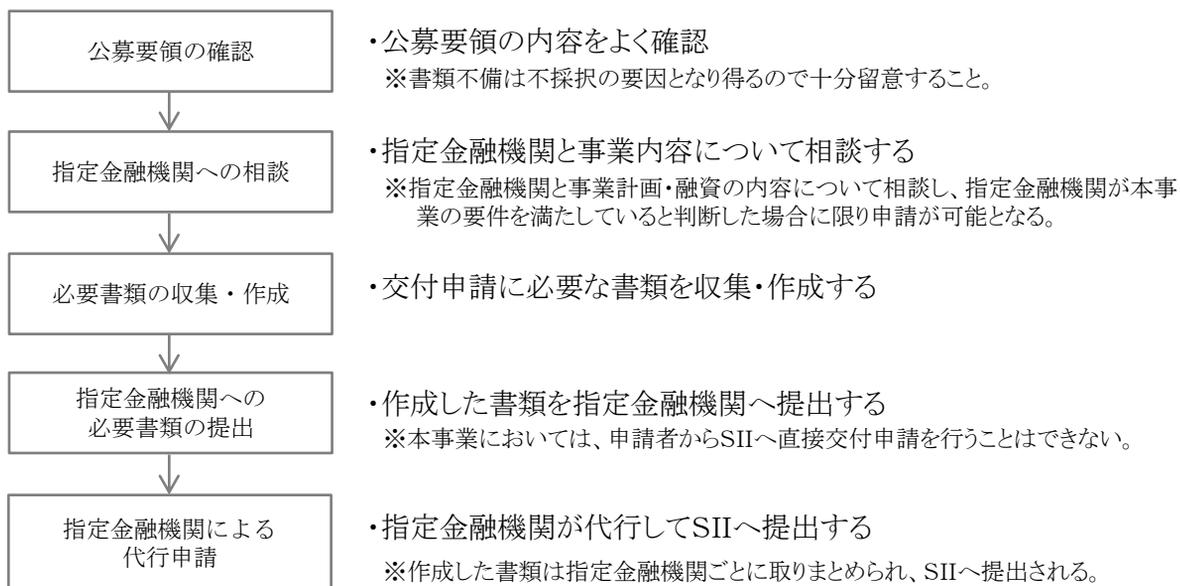
- ・交付決定の取消、利子補給金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間利子補給金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・利子補給対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

②融資対象となる利子補給対象事業が適切に行われていない場合、利子補給金の支払いを行わない。

第3章 申請方法

交付申請

3-1 交付申請の方法



3-2 交付申請時提出書類一覧

様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。

提出書類一覧は以下表のとおりとなる。

○: 必須 ▲: 必要に応じて提出 ー: 不要

No.	提出書類	様式	省エネ設備導入	トッランナー機器導入	備考
指定金融機関を通じて、SIIに提出が必要な書類					
1	交付申請書	【指定】	○	○	
2	新規事業申請書(新規融資計画書)	【指定】	○	○	
3	役員名簿	【指定】	○	○	
4	設備概要図	自由	○	▲	1-6(1)(ア)トッランナー機器を導入する事業の場合は提出不要。
5	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○	
6	設備仕様根拠	自由	○	○	カタログ、仕様書等
7	配置図面	自由	○	▲	1-6(1)(ア)トッランナー機器を導入する事業の場合は提出不要。
8	利子補給対象事業の使用エネルギー量	【指定】	○	ー	利子補給対象事業実施前／後に係るエネルギー使用量を計算すること。
9	省エネ計算資料	自由	○	ー	
10	省エネ数値の根拠	自由	○	ー	
11	(ESCO事業・リース事業の場合) 設備使用者の確認ができる書類	※自由	○	○	※ESCO契約書(案)、リース契約書(案)等の写し

交付申請

3-3 交付申請提出期限

収集・作成した交付申請書類を以下の締切までに、指定金融機関を通じて提出すること。
提出期限に間に合うよう、指定金融機関と十分にスケジュールについて調整のこと。

提出締切は、指定金融機関がSIIに提出する期限となるので、注意すること。

《提出締切》

平成27年7月21日(火) 17:00

※予算状況に応じて、9月以降、2次公募を行う可能性がある。実施の有無、実施する場合の時期等はSIIホームページにて公表する。

※提出期限後、SIIは、原則、翌月20日頃までに審査結果を指定金融機関を經由して通知する。

※応募資料は、配送事故等に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。
(直接、持参は不可。)

※送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

3-4 交付申請提出先

以下は、指定金融機関がSIIに提出する提出先となるので、注意すること。

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

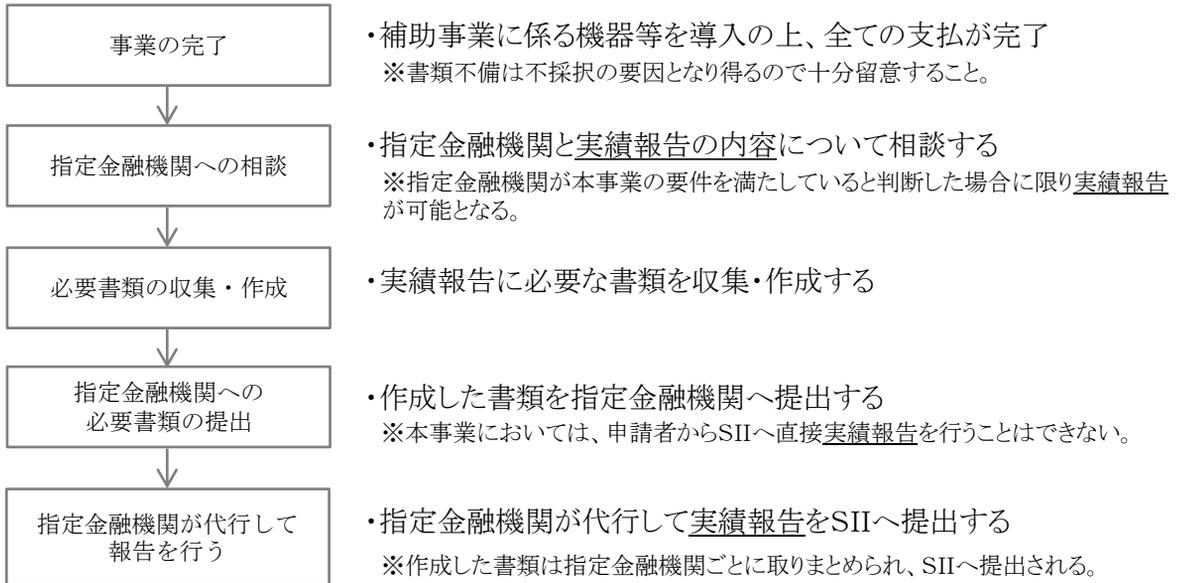
「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」

交付申請書在中

※郵送時は、必ず赤字で「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」交付申請書在中と記入のこと。

実績報告

3-5 実績報告の方法



3-6 実績報告時提出書類一覧

様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。

提出書類一覧は以下表のとおりとなる。

○:必須

No.	提出書類	様式	省エネ設備導入	トップランナー機器導入	備考
指定金融機関を通じて、SIIIに提出が必要な書類					
1	実績報告書	【指定】	○	○	
2	融資事業詳細	【指定】	○	○	
3	金銭消費貸借契約証書の写し	自由	○	○	提出できない場合はSIIIに相談すること。
4	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○	※交付申請時に提出したリストを流用し、購入実績に○、もしくは×を記入の上提出すること。
5	(ESCO事業・リース事業の場合) 設備使用者の確認ができる書類	※自由	○	○	※ESCO契約書、リース契約書等の写し
指定金融機関に提出し、指定金融機関での保管が必要な書類					
6	売買契約書、工事請負契約書等の写し	自由	○	○	
7	納品書の写し	自由	○	○	

※「検収書」「請求書」「振込証明書」等利子補給対象事業の実施に係る重要な取引証憑については、SIIからの求めに応じ、提出できるように保管しておくこと。

実績報告

3-7 実績報告提出期限

収集・作成した実績報告書類を以下の締切までに、指定金融機関を通じて提出すること。
提出期限に間に合うよう、指定金融機関と十分にスケジュールについて調整のこと。

提出締切は、指定金融機関がSIIに提出する期限となるので、注意すること。

《提出締切》

単位期間Ⅱの融資に関する実績報告：平成28年2月10日(水)

- ※指定金融機関を通さない、直接の申請は受け付けない。
- ※提出書類は、配送事故などに備え、配送状況が確認できる手段で送付すること。
- ※持込みによる提出は認めない。
- ※送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

3-8 実績報告提出先

以下は、指定金融機関がSIIに提出する提出先となるので、注意すること。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」
実績報告書類在中

※郵送時は、必ず赤字で「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」実績報告書類在中と記入のこと。

3-9 書類の提出方法

交付申請書提出時は、融資案件ごとにファイルを作成し、提出すること。

実績報告書類提出時は、融資案件ごとでなくてもよい。

< 書類提出時の留意点 >

- 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)で綴じられるよう、全ての書類に2穴をあけておく。
- 融資案件ごとにまとめて提出すること(クリアフォルダでも可)。
- 書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- 書類のホッチキス止めは不可。
- 提出書類は、**全てコピーをして保管し、コピー書類で申請することがない**ようにすること。

第4章 提出書類の作成例

4-1 交付申請書類の作成例

No. 1

交付申請書(様式第1)

様式第1

指定金融機関側で管理番号が必要な場合は、
記載すること。空欄でも可。

〇〇番〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

申請者 名 称 〇〇〇株式会社

代表者等名 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

申請代行者 名 称 株式会社〇〇〇銀行

代表者等名 〇〇 〇〇 印

登録されている印
であること。

平成27年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

交付申請書

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 利子補給対象事業に係る新規融資計画を記載した書面（新規融資の申請の場合のみ）
- (2) 申請者の役員等名簿（別紙1）
- (3) その他S I Iが指示する書面

4-1 交付申請書類の作成例

No. 2

新規事業申請書（新規融資計画書）

6. 事業の省エネ効果

* 利子補給対象事業が公募要領「1-5 省エネ設備導入」の場合のみ記入。

(1) 工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量

①省エネ設備導入前の工場・事業場等の年間エネルギー使用量 108,136 (kl/年)

②省エネ設備導入後の工場・事業場等の年間エネルギー使用量 104,781 (kl/年)

「1-5 省エネ設備導入」(1)(ア)又は(ウ)の場合、既存の工場事業場の年間エネルギー使用量記入。

「1-5 省エネ設備導入」(1)(イ)の場合、類似の事業を行う同規模の工場・事業場の年間エネルギー使用量記入。

(2) 工場・事業場等の年間生産量又は延床面積等（エネルギー原単位を用いて計算する場合記載）

①省エネ設備導入前の工場・事業場等の年間生産量 _____ (〇/年)

②省エネ設備導入後の工場・事業場等の年間生産量 _____ (〇/年)

* 省エネ設備導入前、導入後それぞれの工場・事業場等の生産量又は延床面積等を単位と共に記載する。

(3) 省エネルギー効果（①②のいずれかを記入）

①エネルギー原単位削減率 _____ (%)

②省エネルギー量 3,355 (kl/年)

* 年間エネルギー使用量の確証、省エネルギー効果を算出した計算過程及び用いた数値の根拠を別紙で添付する。また必要に応じて、設備の実測値データ、カタログ、設備の配置図等、根拠資料も添付する。

(1)もしくは(2)に数値を記載する。

単位を記載すること。

7. 予定融資事業の内容

融資額	〇〇〇, 〇〇〇円（内利子補給対象額〇〇〇, 〇〇〇円）			
融資期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
融資利率	〇.〇〇%			
利子補給率	〇.〇〇%			
申請する利子補給金の額	単位期間	融資残高（円）	利子補給金の額（円）	算出の基礎
	H27/3/11 ~ H27/9/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	$〇〇 \times 〇\% \times 〇 / 365$ 日
	H27/9/11 ~ H28/3/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	$〇〇 \times 〇\% \times 〇 / 365$ 日
合計			〇〇〇, 〇〇〇	

融資期間を記載する(利子補給対象融資期間ではない)。

平成27年度の利子補給対象融資に係る予定を単位期間ごとに記載すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 2

新規事業申請書（新規融資計画書）

8. 問い合わせ先等

利子補給対象事業者

担当部署	企画部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xxxx-xx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx. xxx. co. jp

当該利子補給事業の担当をしている申請者の情報を記載する。

指定金融機関

担当部署	営業統括部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	03-xxxx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx. bank. co. jp
融資担当支店・部署等	〇〇支店

当該利子補給事業の担当をしている指定金融機関の情報を記載する。

9. その他

交付規程の別紙記載の暴力団排除に関する制約事項の各号について相違ないことを確認の上、申請します。

10. 平成28年3月11日以降の融資及び利子補給金の申請計画

単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
H28/3/11～ H28/9/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
H28/9/11～ H29/3/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
H29/3/11～ H29/9/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
H29/9/11～ H30/1/30	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
合計		〇〇〇, 〇〇〇	

利子補給金を申請する予定のすべての融資計画を以下の単位期間ごとに明記し、計画内容を記載すること。

<単位期間>

・単位期間Ⅰ(3月11日～9月10日)

・単位期間Ⅱ(9月11日～3月10日)

※単位期間Ⅰ・Ⅱは記載しない

※利子補給金を申請する予定の全ての融資計画について記載すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 3

役員名簿(別紙1)

申請者の役員情報のみ提出すること。

(別紙1)

項番 1/1

役員名簿(記載例)

申請者名: ○○○株式会社

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
かきょう たろう	環境 太郎	S	30	03	04	M	○○工業株式会社	代表取締役
かきょう はなこ	環境 花子	S	40	01	01	F	○○工業株式会社	常務取締役

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

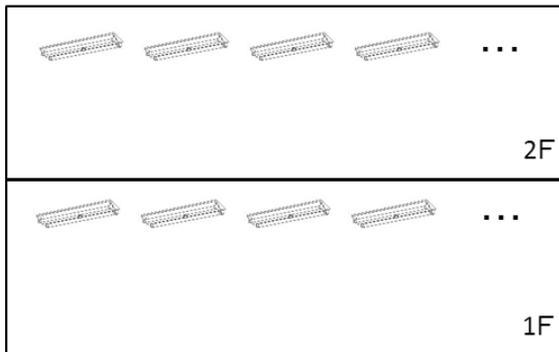
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

※記載する台数は4. 設備リスト(機器購入リスト)と整合させること。

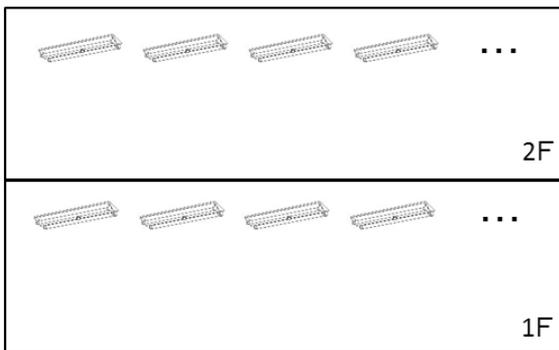
設備概要図

記載例

導入前



導入後



16.4kl減

<設備概要>



省エネルギー設備の構成が複雑な場合に、各々の設備を模式化して、熱量やエネルギーの流れをわかりやすく記載する。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 5

設備リスト(機器購入リスト)

※他の申請書類と整合を取ること。

機器購入リスト (※交付申請時(原本)及び実績報告時(コピー)に提出)

連番	利子補給 対象事業	発注予定日	納入予定日	支払予定日	メーカー	製品名	型番	区分名	基準エネルギー 消費効率	エネルギー 消費効率	本体価格 (円/台)	購入台数 (台)	購入実績※
1	1-6(1)(ア)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	自動販売機	XXXX XXX/X	VI	2.25	1.25	xxx,xxx	300	
2	1-6(1)(ウ)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	高効率電動機	XX-XX	4	94.7	99	xxx,xxx	15	
3	1-5(2)(イ)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	冷凍設備	XX				xxx,xxx	20	
合計												335	

トップランナー制度対象機器等の基準の詳細に記載の区分名を記載する。

省エネ設備導入事業の場合は、記載不要。

購入実績欄は、交付申請時には記載しない。

公募要領のP. 5、6を確認の上、対象機器に応じてプルダウンから選ぶこと。
例)トップランナー機器が組み込まれた設備を導入する事業の場合は1-6(1)(ウ)を選択する。

※公募要領「1-5 省エネ設備導入」「1-6 トップランナー機器導入」の対象機器に応じて、適宜項目を修正の上、作成すること。
※各対象機器の区分、基準エネルギー消費効率が確認できる、カタログ等の証拠書類を添付すること。
※購入実績は、実績報告時に追記(○か×)のうえ、提出すること。

No. 6

設備仕様根拠

※導入する設備が対象事業の要件に満たすことが確認できるカタログや仕様書を提出のこと。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 7

配置図面

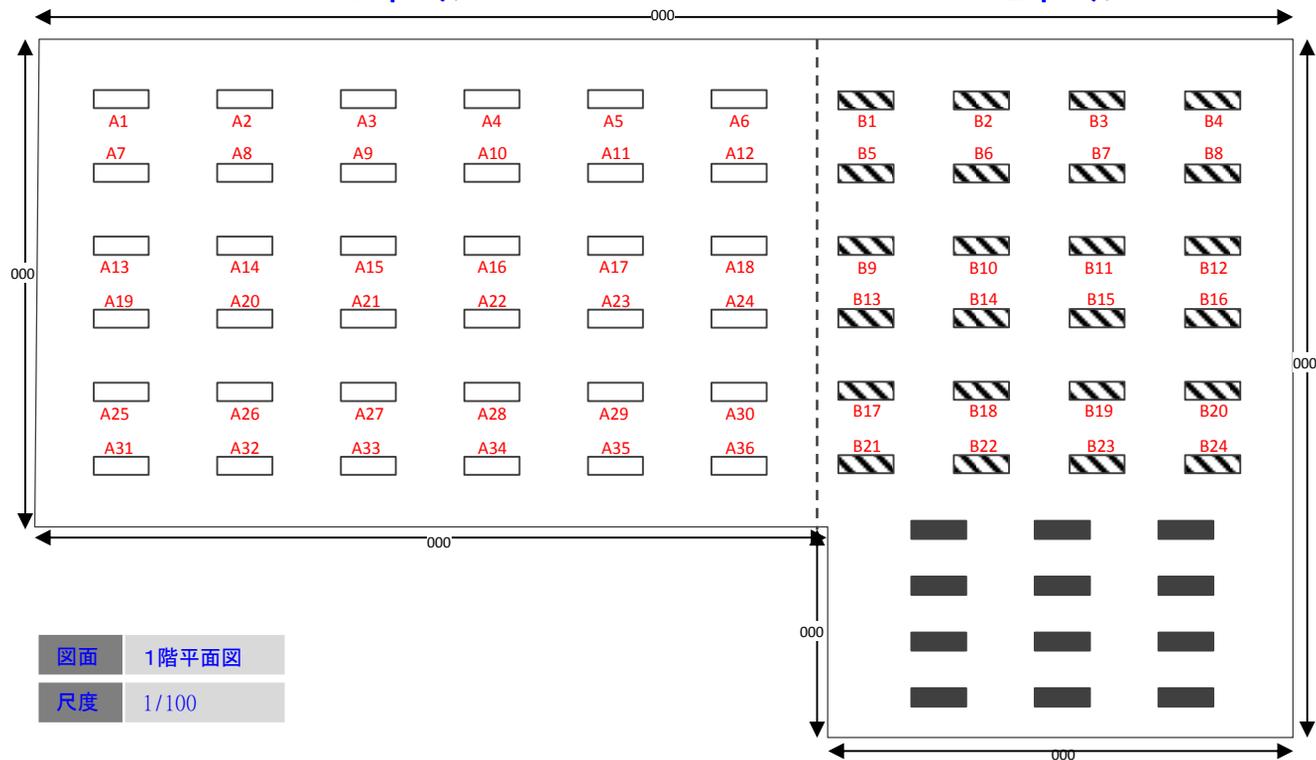
※記載する台数は4. 設備リスト(機器購入リスト)と整合すること。

配置図面

記載例

Aホール

Bホール



図面 1階平面図

尺度 1/100

-  逆富士型器具LED40W2灯 × 36台 (利子補給対象内)
-  反射笠付器具Hfインバータ型△△WO灯 × 24台 (利子補給対象内)
-  非常灯機能付 逆富士型器具LED40W2灯 (利子補給対象外)

4.設備リスト(機器購入リスト)と、台数をあわせて記入する。

設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。利子補給対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 8

利子補給対象事業の使用エネルギー量

エネルギー使用量の原油換算表

※グレー部分のみ入力可能。
※他の書類(新規事業申請書の事業の省エネ効果)の値と整合を取ること。

単年度事業は「28年度」と記載。
複数年継続事業は、最終年度の
事業完了の翌年度を記載する。

	単位	換算係数 (GJ/単位)	平成26年度(実績)			平成〇〇年度(導入後)				
			使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数		
			数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)		
生産量	㎡		a		300.0			300.0		
原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
原油のうちコンデンサート(NGL)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
揮発油(ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
B・C重油	k l	41.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
高炉ガス	千m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
転炉ガス	千m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
その他の燃料	都市ガス13A	千m ³		※他の燃料の単位、換算係数は燃料販売会社に確認する。		0.0	0.0	0.0		
						0.0	0.0	0.0		
産業用蒸気	GJ	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
温水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	222.73	0.0	2,220.71	173.67	0.0	1,731.4899
		夜間買電	千kWh	9.28	72.28	0.0	0.7584	56.36	0.0	523.0208
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自家発電以外の計 h	千kWh	-	295.01	0.0	-	230.03	0.0	-		
熱量合計	GJ				2,891.4			2,254.5		
原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl		b		74.6		c	58.2		
エネルギー原単位	kl/㎡		d		0.25		e	0.19		

- (注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
 ・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【エネルギー使用量の削減効果】 kl b-c

【エネルギー原単位の削減効果】 % 1-(e/d)

※他の申請書類と整合を取ること。

※他の申請書類と整合を取ること。

省エネ計算資料

※エネルギー使用量の増減を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

事業場の省エネルギー量 16.4kl/年

(既設設備の消費エネルギー量と、導入予定設備の消費エネルギー量について)別添の詳細計算書より、省エネ量は以下ようになる。

1. 既設照明の電力消費量 $295,000\text{kWh}/\text{年}$
(昼: $222,725\text{kWh}$ 、夜: $72,275\text{kWh}$)
2. 導入後の照明の電力消費量 $222,800\text{kWh}/\text{年}$
3. 電力削減量 $295,000 - 222,800 = 72,200\text{kWh}/\text{年}$
(事業場の電力削減量) $72,200(\text{kWh}/\text{年}) \times 0.9 \text{※注} = 64,980(\text{kWh}/\text{年})$
 $\approx 65.0(\text{千kWh}/\text{年})$
 (22.0%)

※注) 計算誤差を考慮し、裕度を10%みている。

4. 省エネルギー量 (原油換算)

なお、本事業所では昼間買電と夜間買電を契約しており、その比率は、平成26年度実績より、昼間0.755、夜間0.245である。

- ・ (昼間削減分) $72,200(\text{kWh}/\text{年}) \times 0.755 \times 0.9 \text{※注} \approx 49,060(\text{kWh}/\text{年})$
(導入後昼間消費量) $222,725(\text{kWh}/\text{年}) - 49,060(\text{kWh}/\text{年}) = 173,665(\text{kWh}/\text{年})$
 $\approx 173.67(\text{千kWh}/\text{年})$
(原油換算) $49,060(\text{kWh}/\text{年}) \times 0.00997(\text{GJ}/\text{kWh}) \times 0.0258(\text{kl}/\text{GJ})$
 $\approx 12.62\text{kl}/\text{年}$
- ・ (夜間削減分) $72,200(\text{kWh}/\text{年}) \times 0.245 \times 0.9 \text{※注} \approx 15,920(\text{kWh}/\text{年})$
(導入後夜間消費量) $72,275(\text{kWh}/\text{年}) - 15,920(\text{kWh}/\text{年}) = 56,355(\text{kWh}/\text{年})$
 $\approx 56.36(\text{千kWh}/\text{年})$
(原油換算) $15,920(\text{kWh}/\text{年}) \times 0.00928(\text{GJ}/\text{kWh}) \times 0.0258(\text{kl}/\text{GJ})$
 $\approx 3.81\text{kl}/\text{年}$
- ・ 合計 $12.62 + 3.81 = 16.43 \approx 16.4\text{kl}/\text{年}$

※注) 計算誤差を考慮し、裕度を10%みている。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 1

実績報告書(様式第2)

様式第2

指定金融機関側で管理番号が必要な場合は、
記載すること。空欄でも可。

〇〇番〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

報告者 名称 〇〇〇株式会社

代表者等名 〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇
報告代行者 名称 株式会社〇〇〇銀行

登録されている印
であること。

代表者等名 〇〇 〇〇 印

交付決定日を記載すること(交付決定通知に記載されている日付)。

平成27年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

利子補給対象事業実績報告書

交付決定通知番号を記載すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けS I I 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号をもって交付決定のあった経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る利子補給対象事業が完了しましたので、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注) この報告書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 利子補給対象事業に係る融資実績計画を記載した書面
- (2) その他S I Iが指示する書面

No. 2

融資事業詳細

(別添)

事業所名がある場合は記載すること。

融資事業詳細

1. 企業・事業所名 ○○○株式会社 ○○工場
2. 所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
3. 事業名 ○○製造工場の生産ライン更新に伴う省エネ設備導入事業

事業実施場所の住所を記載すること。

4. 決定融資内容

融資額	○○○, ○○○円 (内利子補給対象額○○○, ○○○円)			
融資期間	平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日			
融資利率	○.○○%			
利子補給率	○.○○%			
利子補給金の額	単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
	H27/3/11 ~ H27/9/10	○○○, ○○○	○○○, ○○○	$○○ \times ○ \% \times ○ / 365 \text{日}$
	H27/9/11 ~ H28/3/10	○○○, ○○○	○○○, ○○○	$○○ \times ○ \% \times ○ / 365 \text{日}$
合計			○○○, ○○○	

融資期間を記載する(利子補給対象融資期間ではない)。

平成27年度の利子補給対象融資に係る決定内容を単位期間ごとに記載すること。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 2

融資事業詳細

5. 平成28年3月11日以降の融資及び利子補給金の申請計画

単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
H28/3/11～ H28/9/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
H28/9/11～ H29/3/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇×〇%×〇/365日
H29/3/11～ H29/9/10	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇%×〇/365日
H29/9/11～ H30/1/30	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇%×〇/365日
合計		〇〇〇, 〇〇〇	

利子補給金を申請する予定のすべての融資計画を以下の単位期間ごとに明記し、計画内容を記載すること。
 <単位期間>
 ・単位期間Ⅰ(3月11日～9月10日)
 ・単位期間Ⅱ(9月11日～3月10日)
※単位期間Ⅰ・Ⅱは記載しない

※利子補給金を申請する予定の全ての融資計画について記載すること。

6. 問い合わせ先等

利子補給対象事業者

担当部署	企画部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xxxx-xx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx.xxx.co.jp

当該利子補給事業の担当をしている**申請者**の情報を記載する。

指定金融機関

担当部署	営業統括部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	03-xxxx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx.bank.co.jp
融資担当支店・部署等	〇〇支店

当該利子補給事業の担当をしている**指定金融機関**の情報を記載する。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 3

金銭消費貸借契約証書の写し

※利子補給対象となる融資について、指定金融機関と融資に係る契約を交わしたことを証明する書類の写しを添付すること。

No. 4

設備リスト(機器購入リスト)

※他の報告書類と整合を取ること。

機器購入リスト (※交付申請時(原本)及び実績報告時(コピー)に提出)

連番	利子補給対象事業	発注予定日	納入予定日	支払予定日	メーカー	製品	型番	区分名	基準エネルギー消費効率	エネルギー消費効率	本体価格(円/台)	購入台数(台)	購入実績※
1	1-6(1)(ア)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	自動販売機	XXXX XXX/X	VI	2.25	1.25	xxx,xxx	300	○
2	1-6(1)(ウ)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	高効率電動機	XX-XXX-X	4	91.7	99	xxx,xxx	15	○
3	1-5(2)(イ)	2015/xx/xx	2015/xx/xx	2015/xx/xx	●●●●	冷凍設備	XX-XXX-X				xxx,xxx	20	○
合計													

※公募要領「1-5 省エネ設備導入」「1-6 トップランナー機器導入」の対象機器に応じて、適宜項目を修正の上、作成すること。
 ※各対象機器の区分、基準エネルギー消費効率が確認できる、カタログ等の証拠書類を添付すること。
 ※購入実績は、実績報告時に追記(○か×)のうえ、提出すること。

購入した設備・機器に○を入れ、
提出すること。

————— 公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

<http://sii.or.jp/>

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

通話料がかかりますのでご注意ください。